

- 六 労働組合に關して絶対犠牲性を求むること
- 七 工場法を即時実行せよ
- 八 労働組合加入の自由
- 九 退職手当を即時制定せよ

一、他工場の比率を持つてゐること

右の要求項目は小坂が小坂工場従業員一月の工場主に対する要求也

小坂が小坂工場一月

「別記」

講演要旨

岩内善作

労働組合ナルモノハ力ノ弱イ労働者カ御互ニ手ヲ握リ合ヒ資本家ヲ向ニシテ闘争スル機關ナリアル即チ労働者ノ福利ノ増進ヲ回ルモノナリ然ルニ或ル者ハ労働組合ヲ恐ルルハ危険ナルモノ、如ク逆宣傳ヲスル輩モアル今度小坂工場ニ傷ヒテ居ル労働者カ賃銀値下ニ及対シテ軍議ヲ起シタカ案ニ當ルコト、思フ元來資本家ハ吾々労働者ヲ食ハシテ置クト云フカ吾々カラスレハ俺達カ傷ヒテ資本家ニ利益ヲ與ヘテ居ルノ如ト云フコトカ出来ル何卒労働者諸君ハ一致団結堂々ト闘フラ一ヶ條要求ノ貫徹ニ努力シテ莫ヒタイ云々

日本大衆党中央執行委員

加藤勤十

小坂工場ノ軍議ハ僅三十名内外ノストライキヲ大シタ問題ナリト云フ者カアルカモ知レナイカ吾々ノ前ニ起ツテ居ルストライキヲ個々ニ切斷シテ見ルコトハ出来ナイ今日ノ社会ニ一ツノ表ハレトシテ重大ナル問題ナリ

現今頻りに産業ノ合理化トシ、主眼ニ云フテ居ルカ案ハ労働者ヲ最低賃銀ヲ賜フノ能率ヲ上げサセ且ウトスル即チ労働者ヲ機械以上ニ傷カセルコトニ外ナラナイ今小坂工場ニ於テハ賃銀値下ヲ採取シタ之ヲ闘イタ諸君ハ敢然ト起ツテ及対シタ